

前橋市地域クラブ MR 吹奏楽クラブ 活動規約

1. 【目 的】

当クラブは、子どもたちの活動意欲を満たすとともに、吹奏楽活動を通じて社会性の向上や個性の伸長を図ることを目的とする。前橋市「適切な部活動の運営に関する方針」の趣旨を理解し、ただ単に勝利だけを目的とするのではなく、音楽活動のもつ楽しさを学び、自ら進んで生涯を通じて芸術文化に親しむ態度を育むことを目的とする。

2. 【名 称】

当クラブは、「前橋市地域クラブ MR 吹奏楽クラブ」と称する。

3. 【クラブ員】

当クラブは、吹奏楽活動を希望する、市内中学校1年生から中学校3年生までの生徒及びその保護者と指導にあたる成人等で構成する。

(2) 当クラブへの入会は、入会者本人とその保護者の連名及び捺印による同意書並びに誓約書の提出をもって行う。

(3) クラブを退く場合は、速やかに本人及び保護者の連名により退会届を提出する。

4. 【役 員】

当クラブには、保護者と指導にあたる成人等の中から次の役員を選任する。

- ・代表者（1名）・・・クラブを代表する責任者
- ・指導者・・・技術指導をはじめ練習計画の作成など、活動の全体指導を行う
- ・監事・連絡責任者・・・クラブを監督する 活動場所や大会などの連絡調整
- ・会計・・・クラブ活動に必要な会費の徴収や使用料の支払等会計業務を行う

役員任期は1年とし、再任は妨げない。

5. 【総 会】

総会はクラブ員全員の参加を原則とする。年2回総会を行う。総会では以下の内容について承認・決定する。

- ・代表者等の役員の選任及び中学生キャプテン、学年代表の選任・承認
- ・活動報告及び会計報告
- ・活動計画及び予算案
- ・その他審議事項

6. 【活動場所】 ※利用する団体との調整が必要 必ず学校管理者と相談すること

当クラブの活動拠点は、原則として 前橋市立第六中学校 地域活動室 とする。

7. 【活動日時】

- (1) 当クラブの活動は 土曜日または日曜日の 9 時 00 分から 12 時 00 分までの 3 時間とする。
- (2) 警報発令時は原則行わない。
- (3) 活動は強制参加ではなく、学業や体調、家庭の事情等で欠席することができる。

8. 【会 費】

- (1) 当クラブの会費は、ひとり年 3,000 円とする。会費の変更は、保護者会と代表責任者の承認により行うことができるものとする。
- (2) 大会の遠征費や備品等の購入について必要な時は別途徴収する。

9. 【傷害保険】

当クラブの活動に携わる全員が「スポーツ安全保険」に加入する。保険料は、会費をもってそれに充てる。

10. 【研 修】

クラブの代表者・指導者及び保護者は、年間最低 1 回は自治体や協会、吹奏楽連盟等が主催する指導者研修や自分たちで企画した研修会を受講し、暴力、暴言やハラスメントの防止、事故防止、救命救急等に対する知識・理解を高める。

11. 【その他】

本規約に記載されていないことについては、クラブ代表者が総会に諮って決定する。

【附 則】 本規約は、令和 7 年 11 月 1 日より施行する。